

〔様式 2 記載要領〕

保有資産目録

1 (1) ア 建 物

名 称…… 町内会集会所、 自治会公民館等の名称が付されている場合は、これによること。

そうでない場合は、「集会所」「事務所」等の区分によること（参：不動産登記法施行令第 6 条）。

床 面 積……不動産登記法施行令第 8 条に基づき各層毎に算出された床面積を合計したものとすること。

不動産登記法施行令第 8 条「建物の床面積は、各階毎に壁その他の区画の中心線（一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」

所 在 地……市区町村内の地番（不動産登記法第 9 1 条、同法施行令第 1 条・第 2 条）及び家屋番号（同法第 9 1 条、同法施行令第 5 条）まで記載すること。

1 (1) イ 土 地

地 目……不動産登記法施行令第 3 条に定める区分により、定めるものとすること。

不動産登記法施行令第 3 条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

面 積……不動産登記法施行令第 4 条に定める「地積」と同一とすること。

不動産登記法施行令第 4 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（住宅及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

所 在 地……市区町村内の地番（不動産登記法第 7 条、同法施行令第 1 条、第 2 条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第 1 5 条第 2 号）、「面積」を「数量」（同法第 1 5 条第 2 号、立木登記規則第 8 条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木法に関する法律」第 1 5 条第 1 号の事項に留意すること。）

立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

- 2(1) 権 限……不動産登記法第1条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとする事。
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、
抵当権、借地権、採石権)
不動産の種類……土地、建物及び立木の区分による事。
所在地……原則として1に同じ。
- 2(2) 資産の種類 ……国債、地方債、社債といった区分により、銘柄(社債の場合は「 会社社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及び取得金額を記入すること。